

## 金富小学校PTA規約（案）

### 第1章 名称及び所在

第1条 本会は、金富小学校PTAと称し事務所を同校内(東京都文京区春日2-6-15)に置く。

### 第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本会は、学校と家庭と社会が一体となって教育の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事項を遂行する。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 家庭生活及び社会生活の水準を高め、教育に対する理解を深めこれを推進する。
- 3 家庭、学校及び社会との関係をいっそう緊密にし、児童の訓育にあたる。
- 4 児童の心身の健全な発達を図る。
- 5 学校地域の社会教育の振興を助ける。

### 第3章 活動方針

第4条 本会は、教育を本旨とする自主的な社会教育団体として活動する。

第5条 本会及び本会の役員はその名において営利的、宗派的、政党的その他の本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にはいっさい関係をもってはならない。

第6条 本会は、児童福祉のため活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第7条 本会は学校・児童・地域社会と学校について協議し、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理運営や教員の人事に干渉はしない。

第8条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努める。

### 第4章 会 員

(会員資格)

第9条 本会の会員資格は以下のとおりとする。

- (1) 金富小学校児童の保護者
- (2) 金富小学校の教職員

(入退会)

第10条 前2条の会員資格を有する者は、会費を納入することによって当会に入会することができる。

第11条 会員は、当会会長及び金富小学校校長に申し出ることにより、当会を退会することができる。

(会員の義務)

第12条 保護者の会員は、児童1人につき、役員又は常設委員を1年以上担うよう努めるものとする。

## 第 5 章 会 計

第 13 条 本会の経費は会費及び寄付金等をもって充てる。

第 14 条 会費は、月額 500 円とし、4 月及び 3 月には徴収しない。また、活動状況に応じて徴収しない月を追加することができる。

## 第 6 章 総 会

(定期総会)

第 15 条 定期総会は、会長が招集し、5 月及び 3 月に開催する。

2 5 月総会においては、予算、決算及び事業計画に関する事項を審議する。

3 3 月総会においては、次年度役員を選任及び事業報告に関することを審議する。

(臨時総会)

第 16 条 臨時総会は、実行委員会において必要と認めるとき、随時に会長が招集し、開催する。

2 監査は、役員解任について、随時、臨時総会を招集することができる。

(書面総会)

第 17 条 集会形式での開催が困難なときは、書面による総会（集合形式の総会において評決書による議決権行使を認める方法を含む）を開催することができる。

2 書面による総会の開催は、実行委員会において決定する。

(総会の成立)

第 18 条 総会は、全会員の 3 分の 1 の出席により成立する。

2 委任状は、前項の出席者数に加えるが議決権は有しない。

3 書面による総会は、全会員の 3 分の 1 の表決書（委任状を含む）により成立する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議決は、委任状を除く出席会員の過半数の賛成によって行う。

2 書面による総会の議決は、表決書（委任状を除く）の過半数の賛成によって行う。

(総会の招集)

第 20 条 総会を開催する際には、原則、開催日の 10 日前までに、会員に対し、書面、電子メール、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により、開催日時及び議案を通知しなければならない。

## 第 7 章 役 員

(役員)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3～10 名（保護者 2 名以上、教職員 1 名以上）

(3) 書記 3～10 名（保護者 2 名以上、教職員 1 名以上）

(4) 会計 3 名以上（保護者 2 名、教職員 1 名以上）

(5) 監査 3 名以上（保護者 2 名、教職員 1 名以上）

(任免)

第 22 条 役員任免は、総会の議決による。

2 任期途中で役員に欠員を生じた場合には、実行委員会において役員を補充することができる。ただし、監査を補充する場合には、在任する監査全員の同意を必要とする。

(任期)

第 23 条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、監査については、該当年度の5月総会から翌年度5月総会までとする。

2 年度の途中で役員に選任された者の任期は、当該年度内とする。

3 役員の再任を妨げない。ただし、保護者の役員は連続4年を超えて同一の役員に就任することはできない。

4 監査は、他の役員及び委員を兼任することができない。監査以外の役員については、他の委員を兼任することを妨げない。

(活動内容)

第 24 条 会長は、本会を代表し、総会、実行委員会及び各種の会合の招集、外部諸会合への出席その他本会の活動を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、常設委員会の支援及び青少年健全育成会等の関係団体との交流等を担当し、また、会長に事故があったときはその活動を代行する。

3 書記は、総会、実行委員会等の議案書及び議事録を作成する。

4 会計は、会計経理にあたり、その結果を実行委員会に報告する。

5 監査は、本会の会計監査及び役員の解任に関する臨時総会の招集を行う。

## 第 8 章 常設委員会

第 25 条 本会は、次のとおり常設委員会を設置して活動する。

名称	活動	員数
(1) 学年委員会	・学用品購入費の監査 ・次年度卒対委員選出への協力(5年生)	当該学年の学級数
(2) 広報委員会	・本会の広報誌の発行 ・ウェブサイトを通じた広報活動	当該学年の学級数
(3) ふれあい委員会	・学期初めの登下校時等における交通誘導等の校外における児童の安全を図る活動 ・親子及び地域社会の協力関係の強化を図る活動	当該学年の学級数
(4) 指名委員会	・本会役員候補者の選出	当該学年の学級数

2 前項の委員会の委員は、前項に記載する活動のほか、学校行事を円滑に運営するための支援活動を行う。

3 第1項記載の活動の具体的内容及び前2項以外の委員会活動は、各委員会において決定する。ただし、予算外の経費の支出を要する活動については、実行委員会の承認を得なければならない。

(常設委員会の委員の任免)

第 26 条 常設委員会の委員の任免は会長が行う。

2 常設委員の委員候補者は、役員及び会員が協力して選出する。

(常設委員会の役職)

第 27 条 委員会に、以下の役職を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 会計(指名委員会を除く)
- (4) 書記

2 前項の役職は、当該年度に初めて開催される委員会において委員の中から選任し、欠員が生じた場合には必要に応じて在任する委員の中から後任者を選任する。

(常設委員会の招集)

第 28 条 当該年度に始めて開催される委員会は担当副会長が招集し、以後の委員会は委員長が招集する。

(常設委員会の議決)

第 29 条 常設委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって行う。

2 委員は、予め委員長に委任状を提出することにより、他の委員に議決権の行使を委任することができる。

3 委任状を提出した委員は、当該委員会に出席したものとみなす。

4 常設委員会において議決した事項は、実行委員会に報告しなければならない。

## 第 9 章 特別委員会

(特別委員会の設置)

第 30 条 前章に定めるほか、実行委員会の議決により、存続期間を定めて特別の目的を達成するための特別委員会を設置することができる。ただし、予算外の経費を要する特別委員会又は年度を越えて存続する特別委員会を設置する場合には、総会の承認を得なければならない。

(特別委員会の運営)

第 31 条 特別委員会の運営は、常設委員会の例による。

## 第 10 章 サークル活動

(サークルの設置)

第 32 条 本会は、会員相互の親睦を目的として特定の活動を行う会員のサークルを設立し、その活動費を援助することができる。

2 サークルの設立及び廃止は、実行委員会の議決による

3 第1項の援助を行うためには、予算に計上し、総会の承認を得なければならない。

## 第 11 章 実行委員会

(実行委員会の設置)

第 33 条 実行委員会は、監査を除く役員、校長、学校側副会長、各委員会の指名を受けた委員(委員長に限らない)によって構成する。

2 監査及び前章のサークルの代表者は、実行委員会に出席して質問をし、または意見を述べることができる。

(実行委員会の権能)

第 34 条 実行委員会は、本会の意思決定機関として、次の事項を審議する。

(1) 予算、活動計画、決算・活動報告、役員に関する事項、規約の改正に関する事項その他総会に付議すべき事項の立案

(2) 総会の議決した事項に関する事項

(3) その他本規約に定める事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(実行委員会の招集)

第 35 条 実行委員会は、会長が招集し、原則として年 5 回（1 学期 2 回、2 学期 2 回、3 学期 1 回）開催する。

2 会長及び校長が必要と判断した場合、会長は、臨時の実行委員会を開催することができる。

(実行委員会の議決)

第 36 条 実行委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって行う。

2 委員は、予め会長に委任状を提出することにより、他の委員に議決権の行使を委任することができる。

3 委任状を提出した議員は、当該実行委員会に出席したものとみなす。

## 第 12 章 PTA 活動

第 37 条 第 2 章目的及び活動に則り、役員、常設委員会、特別委員会、サークル、実行委員会が行う活動を PTA 活動とする。

2 会員の立案企画による一時的な活動については、実行委員会での審議承認を得ることで、PTA 活動と認める場合がある。

## 第 13 章 規約の改正等

第 38 条 本規約の改正は、総会の議決による。

2 本規約の施行上必要な細則は実行委員会で定める。

附則（令和 5 年 3 月 10 日改正）

第 1 条 改正前の規約第 10 章「附則」を廃止する。

第 2 条 改正前の規約「細則」を廃止する。

第 3 条 本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条 本規約の施行及び改正の経過は以下のとおりである。

昭和 24 年	4 月	1 日	施行
昭和 35 年	5 月	7 日	一部改正
昭和 38 年	5 月 25 日		一部改正
昭和 42 年	4 月 20 日		一部改正
昭和 51 年	4 月 19 日		一部改正
昭和 53 年	3 月 13 日		一部改正
昭和 55 年	5 月 16 日		一部改正
昭和 57 年	5 月 11 日		一部改正
平成 8 年	3 月 12 日		一部改正
平成 9 年	5 月 9 日		一部改正
平成 13 年	3 月 5 日		一部改正
平成 16 年	3 月 10 日		一部改正
平成 21 年	3 月 13 日		一部改正
平成 22 年	3 月 4 日		一部改正
平成 22 年	5 月 25 日		一部改正

平成23年	5月26日	一部改正
平成24年	3月9日	一部改正
平成26年	3月6日	一部改正
平成30年	5月25日	一部改正
令和2年	5月30日	一部改正
令和3年	3月16日	一部改正
令和3年	5月18日	一部改正
令和5年	3月10日	全部改正

以上

金富小学校 PTA 規約 改正案

現行規約	規約改正案	改正の趣旨
第 1 章 名称	第 1 章 名称及び所在	条文名変更
第 1 条 本会は、金富小学校 P T A と称し事務所を同校内(東京都文京区春日 2-6-15)に置く。	第 1 条 本会は、金富小学校 P T A と称し事務所を同校内(東京都文京区春日 2-6-15)に置く。	変更なし
第 2 章 目的	第 2 章 目的及び活動	条文名変更
第 2 条 本会は、学校と家庭と社会が一体となって教育の向上を図ることを目的とする。	(目的) 第 2 条 本会は、学校と家庭と社会が一体となって教育の向上を図ることを目的とする。	条文見出し追加
第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事項を遂行する。 1、家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。 2、家庭生活及び社会生活の水準を高め、教育に対する理解を深めこれを推進する。 3、家庭、学校及び社会との関係をいっそう緊密にし、児童の訓育にあたる。 4、児童の心身の健全な発達を図る。 5、学校地域の社会教育の振興を助ける。	(活動) 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事項を遂行する。 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。 2 家庭生活及び社会生活の水準を高め、教育に対する理解を深めこれを推進する。 3 家庭、学校及び社会との関係をいっそう緊密にし、児童の訓育にあたる。 4 児童の心身の健全な発達を図る。 5 学校地域の社会教育の振興を助ける。	条文見出し追加および条項番号「、」削除
第 3 章 方針	第 3 章 活動方針	条文名変更
第 4 条 本会は、教育を本旨とする自主的な社会教育団体として活動する。	第 4 条 本会は、教育を本旨とする自主的な社会教育団体として活動する。	変更なし

第 5 条 本会及び本会の役員はその名において営利的、宗派的、政党的その他の本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にはいっさい関係をもってはならない。	第 5 条 本会及び本会の役員はその名において営利的、宗派的、政党的その他の本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にはいっさい関係をもってはならない。	変更なし
第 6 条 本会は、児童福祉のため活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。	第 6 条 本会は、児童福祉のため活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。	変更なし
第 7 条 本会は学校・児童・地域社会と学校について協議し、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理運営や教員の人事に干渉はしない。	第 7 条 本会は学校・児童・地域社会と学校について協議し、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理運営や教員の人事に干渉はしない。	変更なし
第 8 条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を図る。	第 8 条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を図る。	変更なし
第 4 章 会員		変更なし
第 9 条 本会の会員は、金富小学校児童の保護者及び教員をもって構成する。	(会員資格) 第 9 条 本会の会員資格は以下のとおりとする。 (1)金富小学校児童の保護者 (2)金富小学校の教職員	条文見出し追加および条文変更
	(入退会) 第 10 条 前 2 条の会員資格を有する者は、会費を納入することによって当会に入会することができる。	新設 入退会が任意であることを前提としつつ、現状の仕組みを維持するため、会費の納入を入会の意思表示とみなすことにしました。
	第 11 条 会員は、当会会長及び金富小学校校長に申し出ることにより、当会を退会することができる。	新設 退会手続きを新設しました。

	(会員の義務) 第 12 条 保護者の会員は、児童 1 人につき、役員又は常設委員を 1 年以上担うよう努めるものとする。	新設 旧規約第 14 条 3 項の努力義務を独立して条文化しました。
第 5 章 事業		廃止 現行規約第 9 章委員会へまとめます。
第 10 条 本会は、その目的を達成するために次の事業委員会を置く。 1、学年委員会 会員相互の連絡と親睦。 児童や学級の当面する問題に関すること。 2、 広報委員会 本会の広報に関すること。 3、ふれあい委員会 児童の校外生活の安全に関すること。 校外における生活環境の純化などを図ること。 4、指名委員会 次年度役員候補者選出の推進活動	廃止 現行規約第 9 章委員会へまとめます。	
第 6 章 会計	第 5 章 会計	旧第 5 章廃止にともない章番号変更
第 11 条 本会の経費は会費、その他をもってあてる。	第 13 条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって充てる。	条文番号および条文変更 現行規約の「会費、その他」との文言では特定されないので、ある程度特定するため「寄付金等」としました。
第 12 条 会費は、月額 500 円とし、4 月及び 3 月には徴収しない。また、活動状況に応じて徴収しない月を追加することができる。	第 14 条 会費は、月額 500 円とし、4 月及び 3 月には徴収しない。また、活動状況に応じて徴収しない月を追加することができる。	条文番号変更

	第6章 総会	新設 現行規約第8章を移動
<p>(参考：現行規約条文)</p> <p>第18条 1、本会の定期総会は、5月及び3月に行う。</p> <p>2、5月総会では予算、決算に関すること及び事業計画に関すること、3月総会では、役員の承認に関すること及び事業報告に関することを審議、議決する。</p> <p>3、臨時総会は、実行委員会において、必要と認めるとき、随時に開く。</p> <p>4、集会形式での開催が困難なときは、書面による総会を開催することができる。</p>	<p>(定期総会)</p> <p>第15条 定期総会は、会長が招集し、5月及び3月に開催する。</p> <p>2 5月総会においては、予算、決算及び事業計画に関する事項を審議する。</p> <p>3 3月総会においては、次年度役員の選任及び事業報告に関することを審議する。</p>	<p>新設</p> <p>会長が招集することを明文化しました。</p>
	<p>(臨時総会)</p> <p>第16条 臨時総会は、実行委員会において必要と認めるとき、随時に会長が招集し、開催する。</p> <p>2 監査は、役員の解任について、随時、臨時総会を招集することができる。</p>	<p>新設</p> <p>会長が招集することを明文化しました。</p> <p>役員の解任のための臨時総会を監査が招集することができる規定を新設しました。</p>
	<p>(書面総会)</p> <p>第17条 集会形式での開催が困難なときは、書面による総会（集合形式の総会において評決書による議決権行使を認める方法を含む）を開催することができる。</p> <p>2 書面による総会の開催は、実行委員会において決定する。</p>	<p>新設</p> <p>「集会形式での開催が困難なとき」という要件を緩和することも考えられますが、反対意見を表明する場を設けるために集会形式を原則とする現在の制度を維持することとしました。</p>
(参考：現行規約条文)	(総会の成立)	条項を整理しましたが、現行制度から変更ありま

<p>第 19 条 総会は、全会員の 3 分の 1 の出席により成立する。委任状は、出席者数に加えるが議決権は有しない。 書面による総会は、全会員の 3 分の 1 の表決書（委任状を含む）により成立する。</p>	<p>第 18 条 総会は、全会員の 3 分の 1 の出席により成立する。 2 委任状は、前項の出席者数に加えるが議決権は有しない。 3 書面による総会は、全会員の 3 分の 1 の表決書（委任状を含む）により成立する。</p>	<p>せん。</p>
<p>（参考：現行規約条文） 第 20 条 総会の議決は、委任状を除く出席会員の過半数をもってこれを議決する。 書面による総会の議決は、表決書（委任状を除く）の過半数をもってこれを議決する。</p>	<p>（総会の議決） 第 19 条 総会の議決は、委任状を除く出席会員の過半数の賛成によって行う。 2 書面による総会の議決は、表決書（委任状を除く）の過半数の賛成によって行う。</p>	<p>条項を整理しましたが、現行制度から変更ありません。</p>
	<p>（総会の招集） 第 20 条 総会を開催する際には、原則、開催日の 10 日前までに、会員に対し、書面、電子メール、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により、開催日時及び議案を通知しなければならない。</p>	<p>新設 総会招集の期限、方法を明文化しました。</p>
<p>第 7 章 役員・委員</p>	<p>第 7 章 役員</p>	<p>条文名変更</p>

<p>第 13 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>1、役員  会長 1 名  副会長 3～5 名（保護者 2～4 名、教員 1 名） 書記 3～6 名（保護者 2～5 名、教員 1 名） 会計 3 名（保護者 2 名、教員 1 名） 監査 3 名（保護者 2 名、教員 1 名） 顧問役員 1～3 名（保護者 1～3 名）  ※ 副会長・顧問役員の人数は当該年度により変更あり</p>	<p>(役員)</p> <p>第 21 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会長 1 名  (2)副会長 3～10 名（保護者 2 名以上、教職員 1 名以上）  (3)書記 3～10 名（保護者 2 名以上、教職員 1 名以上）  (4)会計 3 名以上（保護者 2 名、教職員 1 名以上）  (5)監査 3 名以上（保護者 2 名、教職員 1 名以上）</p>	<p>条文番号変更</p> <p>役員的活動負担を分散するために、員数の変更を行いました。員数を「3 名以上」と定めると、従来の「3～5 名」よりも減らす方向での改正であると誤解される可能性があるため、「3～10 名」と多めの上限を設定しました。また、教員の員数について現状に合わせました。現状に合わせ、顧問役員を廃止しました。</p>
	<p>(任免)</p> <p>第 22 条 役員任免は、総会の議決による。</p> <p>2 任期途中で役員に欠員を生じた場合には、実行委員会において役員を補充することができる。ただし、監査を補充する場合には、在任する監査全員の同意を必要とする。</p>	<p>新設</p> <p>役員任免権を明らかにしました。</p>
<p>第 14 条 役員、委員の選任は次の方法で行う。</p> <p>1、役員は、候補者指名委員会の推薦により総会で決定する。</p> <p>2、委員は、各学級において選出し、委員会毎に委員長を選出する。</p> <p>3、保護者の会員は、在籍する学年において、児童 1 人につき、役員又は委員を 1 年以上担うよう、努めるものとする。</p>	<p>第 23 条 役員任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、監査については、該当年度の 5 月総会から翌年度 5 月総会までとする。</p> <p>2 年度の途中で役員に選任された者の任期は、当該年度内とする。</p> <p>3 役員再任を妨げない。ただし、保護者の役員は連続 4 年を超えて同一の役員に就任することはできない。</p>	<p>再任は連続 4 年を限度とすることとしました。1 年休んだ後に、兄弟姉妹が入学後に、改めて役員に就任することが可能です。役職が変われば、4 年を超える再任も可能としました。役員と委員の兼任に関する規定を追加しました。商業登記においては「再任」は過去に役員だった者が改めて就任する場合で、「重任」は再任のうちで退任と就任の日が同一となる場合（前任者がそのまま再任する場合）を意味するようですが、分かりにくいので、「再任」と「兼任」と表現しました。</p>

	<p>4 監査は、他の役員及び委員を兼任することができない。監査以外の役員については、他の委員を兼任することを妨げない。</p>	
<p>第 15 条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。</p> <p>1、会長は、本会を代表し、総会、実行委員会及び各種の会合を招集する。また、外部諸会合には本会の代表者として出席する。</p> <p>2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3、書記は、総会並びに役員会、実行委員会の議事日程を立案通知する。また議事を司会記録し、必要に応じて会員に通知する。</p> <p>4、会計は、会計経理にあたる。</p> <p>5、監査は、本会の会計監査にあたる</p>	<p>第 24 条 会長は、本会を代表し、総会、実行委員会及び各種の会合の招集、外部諸会合への出席その他本会の活動を執行する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、常設委員会の支援及び青少年健全育成会等の関係団体との交流等を担当し、また、会長に事故があったときはその活動を代行する。</p> <p>3 書記は、総会、実行委員会等の議案書及び議事録を作成する。</p> <p>4 会計は、会計経理にあたり、その結果を実行委員会に報告する。</p> <p>5 監査は、本会の会計監査及び役員解任に関する臨時総会の招集を行う。</p>	<p>議事日程の立案、司会、会員への通知を削除し、文書作成に限定しました。</p> <p>会計結果を実行委員会に報告することを明文化しました。</p> <p>監査の臨時総会招集権を追加しました。</p>
<p>第 16 条 1、役員及び委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。2、会長の再任は妨げず、他の役員及び委員は再任及び重任を妨げない。</p> <p>ただし、保護者の役員再任は、4年を限度とする。</p>		<p>規約改定案第 23 条へ</p>
<p>第 17 条 役員及び委員に欠員の生じたときは、実行委員会で補充選出を行う。</p> <p>その任期は、前任者の残存期間とする。但し、会務遂行に支障のないときは、この限りではな</p>		<p>規約改定案第 22 条へ。</p>

い。		
第 8 章 総会		規約改定案第 6 章へ
<p>第 18 条 1、本会の定期総会は、5月及び3月に行う。</p> <p>2、5月総会では予算、決算に関すること及び事業計画に関すること、3月総会では、役員の承認に関すること及び事業報告に関することを審議、議決する。</p> <p>3、臨時総会は、実行委員会において、必要と認めたととき、随時に開く。</p> <p>4、集会形式での開催が困難なときは、書面による総会を開催することができる。</p>		規約改定案第 6 章へ
<p>第 19 条 総会は、全会員の 3 分の 1 の出席により成立する。委任状は、出席者数に加えるが議決権は有しない。書面による総会は、全会員の 3 分の 1 の表決書（委任状を含む）により成立する。</p>		規約改定案第 6 章へ
<p>第 20 条 総会の議決は、委任状を除く出席会員の過半数をもってこれを議決する。</p> <p>書面による総会の議決は、表決書（委任状を除く）の過半数をもってこれを議決する。</p>		規約改定案第 6 章へ
第 9 章 委員会		規約改定案第 8 章、第 9 章、および第 11 章へ

<p>第 21 条 委員会は次のとおりとし、随時に開く。</p> <p>1、実行委員会  実行委員会は、役員、校長、各委員会代表と学校側副委員長をもって構成する。</p> <p>1 会務の執行  2 緊急事項の処理及び臨時委員会開催の承認 3  各委員会事業企画及び学年提議事項の審議 承認  ④ 予算案の作成</p> <p>2、各委員会  各委員会の事業企画及び実行委員会の承認を得た事業の執行</p> <p>3、指名委員会  各学級より 1 名、教員より 2 名、実行委員より 2 名をもって構成する。  役員候補者を本人の同意を得た上で推薦し、総会の承認を得る総会の了を以って解散する。</p> <p>4、特別委員会  役員の指名により、必要に応じて構成する。周年行事等、必要と認める行事等に関すること。</p>		<p>規約改定案第 8 章、第 9 章、および第 1 1 章へ</p>
	<p>第 8 章 常設委員会</p>	<p>新設</p>
	<p>第 25 条 本会は、次のとおり常設委員会を設置して活動する。</p>	

	名称	活動	員数	
	(1) 学年委員会	・学用品購入費の監査 ・次年度卒対委員選出への協力(5年生)	当該学年の学級数	<p>活動内容を現状に合わせました。 また、強制選出と受け取られがちな定数要因を廃止し、各学年の学級数を員数とするように変更します。</p> <p>運動会等の支援活動を想定しています。</p> <p>規約上の活動は最低限の活動に限定し、その他の活動はその時々各委員会で決定することとしました。</p>
	(2) 広報委員会	・本会の広報誌の発行 ・ウェブサイトを通じた広報活動	当該学年の学級数	
	(3) ふれあい委員会	・学期始めの登下校時における交通誘導等の校外における児童の安全を図る活動 ・親子及び地域社会の協力関係の強化を図る活動	当該学年の学級数	
	(4) 指名委員会	・本会役員候補者の選出	当該学年の学級数	
<p>2 前項の委員会の委員は、前項に記載する活動のほか、学校行事を円滑に運営するための支援活動を行う。</p> <p>3 第1項記載の活動の具体的内容及び前2項以外の委員会活動は、各委員会において決定する。ただし、予算外の経費の支出を要する活動については、実行委員会の承認を得なければならない。</p>				

	<p>(常設委員会の委員の任免)</p> <p>第 26 条 常設委員会の委員の任免は会長が行う。</p> <p>2 常設委員の委員候補者は、役員及び会員が協力して選出する。</p>	<p>新設</p> <p>実行委員会等が開催される前に選任しなければならないので、会長が任命することにしました。</p>
	<p>(常設委員会の役職)</p> <p>第 27 条 委員会に、以下の役職を置く。</p> <p>(1)委員長</p> <p>(2)副委員長</p> <p>(3)会計 (指名委員会を除く)</p> <p>(4)書記</p> <p>2 前項の役職は、当該年度に初めて開催される委員会において委員の中から選任し、欠員が生じた場合には必要に応じて在任する委員の中から後任者を選任する。</p>	<p>新設</p> <p>委員会の役職及び選任方法を明文化しました。</p>
	<p>(常設委員会の招集)</p> <p>第 28 条 当該年度に始めて開催される委員会は担当副会長が招集し、以後の委員会は委員長が招集する。</p>	<p>新設</p>
	<p>(常設委員会の議決)</p> <p>第 29 条 常設委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって行う。</p> <p>2 委員は、予め委員長に委任状を提出することにより、他の委員に議決権の行使を委任することができる。</p> <p>3 委任状を提出した委員は、当該委員会に出席したものとみなす。</p> <p>4 常設委員会において議決した事項は、実行委</p>	<p>新設</p>

	員会に報告しなければならない。	
	第 9 章 特別委員会	新設
	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第 30 条 前章に定めるほか、実行委員会の議決により、存続期間を定めて特別の目的を達成するための特別委員会を設置することができる。ただし、予算外の経費を要する特別委員会又は年度を越えて存続する特別委員会を設置する場合には、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>新設</p> <p>現規約には「役員 の指名により、必要に応じて構成する。周年行事等、必要と認める行事等に関すること。」と定められていますが、周年行事委員会は P T A から資金を援助するだけで、P T A とは別の組織だということなので、周年行事に関する記載は削除しました。また、卒対委員も P T A とは別組織とされているので、規約には規定しませんでした。</p>
	<p>(特別委員会の運営)</p> <p>第 31 条 特別委員会の運営は、常設委員会の例による。</p>	新設
	第 10 章 サークル活動	新設
	<p>(サークルの設置)</p> <p>第 32 条 本会は、会員相互の親睦を目的として特定の活動を行う会員のサークルを設立し、その活動費を援助することができる。</p> <p>2 サークルの設立及び廃止は、実行委員会の議決による</p> <p>3 第 1 項の援助を行うためには、予算に計上し、総会の承認を得なければならない。</p>	新設
	第 11 章 実行委員会	新設

	<p>(実行委員会の設置)</p> <p>第 33 条 実行委員会は、監査を除く役員、校長、学校側副会長、各委員会の指名を受けた委員（委員長に限らない）によって構成する。</p> <p>2 監査及び前章のサークルの代表者は、実行委員会に出席して質問をし、または意見を述べることができる。</p>	<p>新設</p> <p>現規約では「各委員会代表」とされていますが、委員長と混同されそうなので、「各委員会の指名を受けた委員（委員長に限らない）」として、委員長に限らないことを明らかにしました。</p> <p>また、現規約では、サークル代表者は実行委員会の構成員とされていませんが、実行委員会に出席している実態があるので、出席して意見を述べることもできるとの規定を新設しました。</p> <p>監査は、一般的に議決権を有しないので構成員とはしませんでした。が、実行委員会に出席して意見を述べることもできること明記しました。</p>
	<p>(実行委員会の権能)</p> <p>第 34 条 実行委員会は、本会の意思決定機関として、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 予算、活動計画、決算・活動報告、役員に関する事項、規約の改正に関する事項その他総会に付議すべき事項の立案</p> <p>(2) 総会の議決した事項に関する事項</p> <p>(3) その他本規約に定める事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>新設</p> <p>実行委員会が P T A の意思決定機関であることを明らかにし、議決すべき事項を例示しました。</p>
	<p>(実行委員会の招集)</p> <p>第 35 条 実行委員会は、会長が招集し、原則として年 5 回（1 学期 2 回、2 学期 2 回、3 学期 1 回）開催する。</p> <p>2 会長及び校長が必要と判断した場合、会長は、臨時の実行委員会を開催することができる。</p>	<p>新設</p> <p>招集権と開催回数を明記しました。</p> <p>臨時委員会の開催要件も決めました。</p>

	<p>(実行委員会の議決)</p> <p>第 36 条 実行委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって行う。</p> <p>2 委員は、予め会長に委任状を提出することにより、他の委員に議決権の行使を委任することができる。</p> <p>3 委任状を提出した議員は、当該実行委員会に出席したものとみなす。</p>	新設
	第 12 章 PTA 活動	新設
	<p>第 37 条 第 2 章目的及び活動に則り、役員、常設委員会、特別委員会、サークル、実行委員会が行う活動を PTA 活動とする。</p> <p>2 会員の立案企画による一時的な活動については、実行委員会での審議承認を得ることにより、PTA 活動と認める場合がある。</p>	<p>新設</p> <p>「文の京」施設予約ねっこの導入により、学校利用として認められている PTA 活動の基準を明文化しました。</p>
	第 13 章 規約の改正等	新設
	<p>第 38 条 本規約の改正は、総会の議決による。</p> <p>2 本規約の施行上必要な細則は実行委員会で定める。</p>	新設
第 10 章附則		<p>廃止</p> <p>規約の改正は附則ではなく、本体に含めるべきなので、第 13 章を置き、附則を廃止しました。</p>
第 22 条 本規約の変更は総会の決議を必要とする。 本規約の施行上必要な細則は役員会で定める。		廃止

<p>第23条 本規約は、昭和24年4月1日より施行する。</p> <p>昭和35年5月7日 一部改正  昭和38年5月25日 一部改正  昭和42年4月20日 一部改正  昭和51年4月19日 一部改正  昭和53年3月13日 一部改正  昭和55年5月16日 一部改正  昭和57年5月11日 一部改正  平成8年3月12日 一部改正  平成9年5月9日 一部改正  平成13年3月5日 一部改正  平成16年3月10日 一部改正  平成21年3月13日 一部改正  平成22年3月4日 一部改正  平成22年5月25日 一部改正  平成23年5月26日 一部改正  平成24年3月9日 一部改正  平成26年3月6日 一部改正  平成30年5月25日 一部改正  令和2年5月30日 一部改正  令和3年3月16日 一部改正  令和3年5月18日 一部改正</p>		<p>廃止（附則令和5年3月10日改正へ）</p>
<p>細則</p>		<p>廃止</p>
<p>1、本会に顧問を置く。顧問は会長経験者とする。  （平成5年度3月総会において承認）  ※慶弔規約については、別に定める。  ※個人情報取扱規約については、別に定める。</p>		<p>廃止 細則として、「顧問」の規定がありましたが、実態がないので削除しました。</p>

	附則（令和5年3月10日改正）	新設
	<p>第1条 改正前の規約第10章「附則」を廃止する。</p> <p>第2条 改正前の規約「細則」を廃止する。第3条 本規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 本規約の施行及び改正の経過は以下のとおりである。</p> <p>昭和24年4月1日 施行</p> <p>昭和35年5月7日 一部改正</p> <p>昭和38年5月25日 一部改正</p> <p>昭和42年4月20日 一部改正</p> <p>昭和51年4月19日 一部改正</p> <p>昭和53年3月13日 一部改正</p> <p>昭和55年5月16日 一部改正</p> <p>昭和57年5月11日 一部改正</p> <p>平成8年3月12日 一部改正</p> <p>平成9年5月9日 一部改正</p> <p>平成13年3月5日 一部改正</p> <p>平成16年3月10日 一部改正</p> <p>平成21年3月13日 一部改正</p> <p>平成22年3月4日 一部改正</p> <p>平成22年5月25日 一部改正</p> <p>平成23年5月26日 一部改正</p> <p>平成24年3月9日 一部改正</p> <p>平成26年3月6日 一部改正</p> <p>平成30年5月25日 一部改正</p> <p>令和2年5月30日 一部改正</p> <p>令和3年3月16日 一部改正</p> <p>令和3年5月18日 一部改正</p> <p>令和5年3月10日 全部改正</p>	<p>新設</p>

【別紙2】

# 令和4年度PTA事業報告

## 本部役員

年.月.日	行事内容	一役	備考
定期	・PTA本部役員会 [全6回]		4月2日、5月14日、6月11日、9月17日、11月19日、2月25日
	・PTA実行委員会 [全5回]		5月14日、6月11日、9月17日、11月19日、2月25日
	・小学校PTA連合会 会長会 [全8回]		
	・礪川青少年健全育成会 定例会 [全10回]		
	・大塚青少年健全育成会 定例会 [全11回]		全11回 zoom開催 (12月20日のみ集合開催)
	・		
	・学校運営協議会 [全10回]		全8回 集合開催
	・家庭教育講座 [文京区教育委員会：全7回]		開催案内のみ (全保護者向け) 6月10日、7月7日、8月8日、9月6日、10月6日、11月6日、12月5日
	・アクティ金富運営協議会 [全3回]		全3回 集合開催
	・特別講演会 [文京区学校保健会：全6回程度]		
随時	・近隣の幼稚園・小中学校の式典や行事への出席		規模縮小、祝電のみ
22.04.06	・入学式		規模縮小、来賓なし
22.04	・クラス委員選出		書面募集による選出
22.04.18	・PTA広報研修会 [文京区教育委員会]		不参加
22.04.232	・PTA説明会 (保護者会・学校説明会)		校長室からオンラインで実施
22.04.	・五月人形設営 (5月初旬に撤収)		中止
22.04.28	・PTA送別会 (離任式・先生を送る会)		視聴覚室から対面ワラインで実施
22.05.17	・礪川青少年健全育成会 総会		区民センター2Aにて開催
22.05.19	・小学校PTA連合会 総会		区民センター2Aにて開催
22.05.	・PTA5月 総会		書面開催
22.05.31	・大塚青少年健全育成会 総会		書面開催
22.06.～	・PTA文庫希望図書アンケート (通年募集)		10月に選定と購入 (学校へ依頼)
22.06.	・キッズニア職業体験学習無料招待券のご案内		都小P協議会実施せず
22.06.	・歯と口の健康づくり [文京区学校保健会]	×	中止
22.06.24	・五者合同研修会 [文京区青少年委員会]		集合オンラインにて開催
22.06.25	・新入生親子親睦会	3人	サークル紹介を兼ねて開催
22.07.11	・謎解き脱出ゲーム [大塚育成会]		チラシ配布・オンライン開催
22.07.23	・サマーファミリーフェスティバル [礪川育成会]	8人	チラシ配布・運営協力
22.07.～	・夏休みラジオ体操 [礪南五ヶ町会]	×	中止
22.07.～	・音羽中プール監視 [大塚育成会]	×	学校プール一般開放が中止
22.09.24	・カプラで遊ぼう!!2022 [大塚育成会]		実施
22.10.02	・サンバイベント [礪川育成会]		実施
22.10.08	・体育学習発表会		役員・委員による運営協力

22.10.18	・区政・教育懇談会 [文京区]		実施
22.10.22	・親子ふれあい教室 (サイエンス&マジックショー)		体育館で開催
22.10.23	・落語ワークショップ [大塚育成会]		チラシ配布
22.10.28	・スクールガード合同巡回		実施
22.11.03	・小P連バレーボール大会	10人	応援動員なし
22.11.13	・九地区合同行事「文の京こどもまつり」		運営協力
22.11.23	・小P連卓球大会		応援動員なし
22.11.25	・小P連副会長会	22人	不参加 (アンケート提出)
22.11.27	・礪川マラソン大会 [礪川育成会]		チラシ配布・運営協力
22.12.10	・小P連バスケットボール大会	×	応援動員なし
23.01.24	・礪川青少年健全育成会 事業報告・顔合せ会		校長、会長、白石副会長参加
23.01.25	・小学校PTA連合会 新年会		校長、会長、松平副会長参加
23.01.26	・新入生学校説明会 (PTAのご案内)		PTAメール申込書等の配布
23.01.29	・ボッチャ対抗戦 [大塚育成会]		一楽副会長参加
23.01	・大塚青少年健全育成会 新年会		中止
23.02.24	・かなとみK o n z e r t	15人	搬入手伝い
23.02.25	・	15人	搬出手伝い
23.03.05	・ストラックアウト大会 [礪川育成会]	10人	
23.03.10	・PTA 3月 総会		集合+書面開催
23.03.24	・卒業式	9人	規模縮小、来賓なし、花鉢設置
23.03	・スクールガード活動のお礼		3月にお礼状送付 (学校へ依頼)
23.03	・雛人形設営 (3月初旬に撤収)		中止
23.04.06	・入学式	10人	規模縮小、来賓なし、花鉢設置

## 委員会

事業	活動内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会への出席 (書面開催)</li> <li>・実行委員会への出席 (第6回 集合+オンライン開催)</li> </ul>
学年委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学用品費の会計監査 [7月、12月、翌3月]</li> <li>● 次年度卒業対策委員の選出 [12月～翌2月]</li> <li>● ベルマーク運動としてインクカートリッジ集計・発送 [12月]</li> </ul>
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙『かなとみ』206号の発行 (7月)</li> <li>● 広報紙『かなとみ』WEB版 全8回の発行 (2023年2月11日現在)</li> </ul>
ふれあい委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールガード：夏休み明けと冬休み明けスクールガードを実施 (委員全員を夏と冬で分割)</li> <li>● 体育学習発表会誘導手伝い：来場者の誘導 (委員全員)</li> <li>● 親子ふれあい教室：サイエンスショーとマジックショーを同時開催、二部制で実施 (委員全員)</li> <li>● 子ども110番調査：協力店舗・事業所に協力お礼と新規協力依頼 (委員内役職者のみ)</li> </ul>

指名委員会	<p>● 次年度PTA本部役員選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 次年度PTA本部役員立候補及び推薦の文書配布 [10月]</li> <li>- 次年度PTA本部役員立候補及び推薦の文書回収 [11月]</li> <li>- 立候補者・被推薦者との調整 [11月ー1月]</li> <li>- 候補者への指名連絡及び次年度役員候補者指名報告書の作成 [2月]</li> <li>- PTA 3月総会への出席案内状を配付 [2月]</li> <li>- 次年度役員候補者を推薦 (PTA 3月総会にて承認) [3月]</li> </ul>
-------	--

## サークル

事業	活動内容
バレーボール部	本校体育館にて、毎週土曜日の13時から16時30分まで定期練習を行いました。 11月3日に開催された、小P連バレーボール大会に参加しました。
卓球部	毎週土日、10時から12時30分まで体育館で練習しました。11月には3年振りに開催された小P連大会に出場しました(予選リーグ5校中4位)。
バスケットボール部	年一回の大会では結果は残せませんでした、楽しい時間を過ごすことができました。
コーラス部 (金富コーゼンクラツ)	残念ながら、コーラス部の活動は出来ませんでした、初の顔合わせ会をやる事ができ、なんと今年度8人の入部希望がありました。 来年こそ、みんなでワイワイやりたいです。
図書ボランティア部	新入生親子歓迎会イベントでにじみ絵缶バッジ作りを行いました。 また今年度は毎週金曜日の読み聞かせと支援員の先生による月一回のブックトークが再開しました。読み手が足りず毎回伺えないクラスが発生し先生方にはご迷惑をおかけしています。残念がる子どもたちが減るよう、なんとか読み聞かせ参加のハードルを下げようと様々な取り組みを致しましたがまだ結果に結び付いていません。 金富の名物として続いてきたこの活動が末永く続くよう部員一同願っています。

PTA会員の皆様へ

金富小学校PTA  
会長 佐々木 宏  
指名委員長 嵯峨 豊

令和5年度PTA本部役員候補者について

向春の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、令和5年度PTA本部役員候補者として、下記のとおり指名致しましたことを報告いたします。

記

役職	氏名	学年・組(令和4年度)
会長	配布資料をご参照ください。	
副会長		
書記		
会計		
監査		

※ 尚、3月10日（金）の総会にご出席の際は、このPTA本部役員候補者指名報告書をご持参ください。